



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○証紙代金収納器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	1
○沖縄県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則（畜産課）	2
告 示	
○証紙代金収納計器の指定（税務課）	2
○字の区域の変更（市町村課）	2
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）	5
○海岸保全区域の指定の廃止（農村整備課）	5
○民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）	8
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）	9
○漁船災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）	9
○道路の区域の変更・2件（道路管理課）	9
○県道の供用の開始（道路管理課）	10
公 告	
○知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・12件（道路街路課）	10
訓 令	
○県議会事務局等の収入徴収等専決規程の一部を改正する訓令（人事課）	14
○港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令（港湾課）	14
その他	
○浦添市市営住宅等の管理を事業主体に代わって行う旨の公告（沖縄県住宅供給公社）	15

規 則

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第10号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「構造及び機能」を「及び計器記号」に改める。

第3条第1項中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第6条第3項中「告示する」を「取扱人に通知する」に改める。

第8条第1項中「しなくなった」を「しなくなった」に改める。

第12号第1項中「誤つて」を「誤って」に改める。

第13条第1項中「100分の1.0」を「100分の0.525」に改める。

第2号様式、第3号様式及び第14号様式中「あつた」を「あつた」に改める。

第16号様式中「 $\frac{1.0}{100}$ 」を「 $\frac{0.525}{100}$ 」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項、第3条第1項、第4条、第6条第3項、第8条第1項、第12条第1項、第2号様式、第3号様式及び第14号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に始動票札を用いて収納計器により表示された額に係る収納印表示手数料の額及び交付手続については、なお従前の例による。

沖縄県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第11号

沖縄県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県種畜検査条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第176号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「畜産技術吏員」を「畜産技術職員」に改める。

第9条中「よつて」を「よつて」に改める。

第5号様式中「あつて」を「あつて」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第5号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第231号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）第2条第1項の規定により、証紙代金収納計器を次のとおり指定した。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

証紙代金収納計器の名称	型式	計器記号	指定年月日
ハスラー計器	F88型	沖縄003	昭和59年4月3日
ハスラー計器	F88型	沖縄008	平成6年6月7日
ハスラー計器	F88型	沖縄009	平成6年6月7日
ハスラー計器	F88型	沖縄010	平成7年6月30日
ハスラー計器	S337/F325A型	沖縄011	平成14年4月12日
ハスラー計器	S337/F325A型	沖縄012	平成14年4月12日

沖縄県告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南城市長から同市の区域内の別図1に示す字の区域を別図2に示すとおり変更する旨の届出があった。

なお、この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による目取真地区土地改良事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市真栄平西土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大城正樹	糸満市字真栄平147番地
理事	金城毅	糸満市字新垣342番地の2
理事	金城薫	糸満市字国吉834番地県営新垣団地1棟406号
理事	大城重信	糸満市字新垣147番地
理事	金城秀清	糸満市西崎一丁目25番9号
理事	金城敏	糸満市字糸満1943番地の20金城アパートE
監事	仲吉勇	糸満市字真栄平160番地
監事	金城盛徳	糸満市字新垣112番地

任期 平成18年12月3日から平成22年12月2日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大城秀雄	糸満市字新垣115番地
理事	金城敏	糸満市字糸満1943番地の20金城アパートE
理事	金城秀清	糸満市西崎一丁目25番9号
理事	大城正樹	糸満市字真栄平147番地
理事	大城重信	糸満市字新垣147番地
理事	金城毅	糸満市字新垣342番地の2
監事	仲吉勇	糸満市字真栄平160番地
監事	金城盛徳	糸満市字新垣112番地

沖縄県告示第234号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和51年沖縄県告示第4号で指定した海岸保全区域を次のとおり廃止する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海 岸 の 名 称			指 定 廃 止 区 域																					
沿 岸 名	海 岸 名	地区海岸名																						
琉球諸島	沖縄群島	糸満市米須	海岸保全区域 基点、1、2、3、4、5、補助点、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域を除く。 基点及び補助点の表示 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基点 1</td> <td>+9,503m</td> <td>+21,266m</td> </tr> <tr> <td>基点 2</td> <td>+9,629</td> <td>+20,964</td> </tr> <tr> <td>基点 3</td> <td>+9,321</td> <td>+20,180</td> </tr> <tr> <td>基点 4</td> <td>+9,243</td> <td>+19,895</td> </tr> <tr> <td>基点 5</td> <td>+9,130</td> <td>+19,687</td> </tr> <tr> <td>補助点 1</td> <td>+9,377</td> <td>+21,240</td> </tr> </tbody> </table>		X座標	Y座標	基点 1	+9,503m	+21,266m	基点 2	+9,629	+20,964	基点 3	+9,321	+20,180	基点 4	+9,243	+19,895	基点 5	+9,130	+19,687	補助点 1	+9,377	+21,240
	X座標	Y座標																						
基点 1	+9,503m	+21,266m																						
基点 2	+9,629	+20,964																						
基点 3	+9,321	+20,180																						
基点 4	+9,243	+19,895																						
基点 5	+9,130	+19,687																						
補助点 1	+9,377	+21,240																						

			補助点 2 +8,953 +19,787 海岸保全区域延長 1,360m																																				
琉球諸島	沖縄群島	本部町瀬底	海岸保全区域 基点、1、2、3、補助点、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域を除く。 基点及び補助点の表示 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基点 1</td> <td>+70,955m</td> <td>+35,662m</td> </tr> <tr> <td>基点 2</td> <td>+71,450</td> <td>+35,559</td> </tr> <tr> <td>基点 3</td> <td>+71,633</td> <td>+35,718</td> </tr> <tr> <td>補助点 1</td> <td>+70,956</td> <td>+35,374</td> </tr> <tr> <td>補助点 2</td> <td>+71,877</td> <td>+35,457</td> </tr> </tbody> </table> 海岸保全区域延長 820m		X座標	Y座標	基点 1	+70,955m	+35,662m	基点 2	+71,450	+35,559	基点 3	+71,633	+35,718	補助点 1	+70,956	+35,374	補助点 2	+71,877	+35,457																		
	X座標	Y座標																																					
基点 1	+70,955m	+35,662m																																					
基点 2	+71,450	+35,559																																					
基点 3	+71,633	+35,718																																					
補助点 1	+70,956	+35,374																																					
補助点 2	+71,877	+35,457																																					
琉球諸島	沖縄群島	国頭村安田	海岸保全区域 基点、1、2、3、4、補助点、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域を除く。 基点及び補助点の表示 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基点 1</td> <td>+83,644m</td> <td>+81,813m</td> </tr> <tr> <td>基点 2</td> <td>+83,400</td> <td>+81,979</td> </tr> <tr> <td>基点 3</td> <td>+83,336</td> <td>+82,103</td> </tr> <tr> <td>基点 4</td> <td>+83,320</td> <td>+82,285</td> </tr> <tr> <td>補助点 1</td> <td>+83,744</td> <td>+82,025</td> </tr> <tr> <td>補助点 2</td> <td>+83,513</td> <td>+82,244</td> </tr> </tbody> </table> 海岸保全区域延長 560m		X座標	Y座標	基点 1	+83,644m	+81,813m	基点 2	+83,400	+81,979	基点 3	+83,336	+82,103	基点 4	+83,320	+82,285	補助点 1	+83,744	+82,025	補助点 2	+83,513	+82,244															
	X座標	Y座標																																					
基点 1	+83,644m	+81,813m																																					
基点 2	+83,400	+81,979																																					
基点 3	+83,336	+82,103																																					
基点 4	+83,320	+82,285																																					
補助点 1	+83,744	+82,025																																					
補助点 2	+83,513	+82,244																																					
琉球諸島	沖縄群島	宜野座村松田	海岸保全区域 基点、1、2、3、4、5、6、7、8、補助点、3、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域を除く。 基点及び補助点の表示 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基点 1</td> <td>+54,874m</td> <td>+49,470m</td> </tr> <tr> <td>基点 2</td> <td>+54,657</td> <td>+49,640</td> </tr> <tr> <td>基点 3</td> <td>+54,660</td> <td>+49,767</td> </tr> <tr> <td>基点 4</td> <td>+54,528</td> <td>+49,835</td> </tr> <tr> <td>基点 5</td> <td>+54,311</td> <td>+50,078</td> </tr> <tr> <td>基点 6</td> <td>+54,138</td> <td>+50,038</td> </tr> <tr> <td>基点 7</td> <td>+53,822</td> <td>+50,213</td> </tr> <tr> <td>基点 8</td> <td>+53,430</td> <td>+50,184</td> </tr> <tr> <td>補助点 1</td> <td>+54,984</td> <td>+49,576</td> </tr> <tr> <td>補助点 2</td> <td>+54,470</td> <td>+50,205</td> </tr> <tr> <td>補助点 3</td> <td>+53,440</td> <td>+50,442</td> </tr> </tbody> </table> 海岸保全区域延長 2,100m		X座標	Y座標	基点 1	+54,874m	+49,470m	基点 2	+54,657	+49,640	基点 3	+54,660	+49,767	基点 4	+54,528	+49,835	基点 5	+54,311	+50,078	基点 6	+54,138	+50,038	基点 7	+53,822	+50,213	基点 8	+53,430	+50,184	補助点 1	+54,984	+49,576	補助点 2	+54,470	+50,205	補助点 3	+53,440	+50,442
	X座標	Y座標																																					
基点 1	+54,874m	+49,470m																																					
基点 2	+54,657	+49,640																																					
基点 3	+54,660	+49,767																																					
基点 4	+54,528	+49,835																																					
基点 5	+54,311	+50,078																																					
基点 6	+54,138	+50,038																																					
基点 7	+53,822	+50,213																																					
基点 8	+53,430	+50,184																																					
補助点 1	+54,984	+49,576																																					
補助点 2	+54,470	+50,205																																					
補助点 3	+53,440	+50,442																																					
琉球諸島	沖縄群島	名護市辺野古	海岸保全区域 基点、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、補助																																				

			<p>点、4、3、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域及び辺野古漁港区域を除く。</p> <p>基点及び補助点の表示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基点 1</td><td>+56,684m</td><td>+53,279</td></tr> <tr><td>基点 2</td><td>+56,440</td><td>+53,085</td></tr> <tr><td>基点 3</td><td>+56,407</td><td>+52,756</td></tr> <tr><td>基点 4</td><td>+56,287</td><td>+52,556</td></tr> <tr><td>基点 5</td><td>+56,363</td><td>+52,393</td></tr> <tr><td>基点 6</td><td>+56,338</td><td>+52,086</td></tr> <tr><td>基点 7</td><td>+56,421</td><td>+51,695</td></tr> <tr><td>基点 8</td><td>+56,530</td><td>+51,527</td></tr> <tr><td>基点 9</td><td>+56,543</td><td>+51,265</td></tr> <tr><td>基点 10</td><td>+56,640</td><td>+51,156</td></tr> <tr><td>補助点 1</td><td>+56,606</td><td>+53,402</td></tr> <tr><td>補助点 2</td><td>+56,312</td><td>+53,177</td></tr> <tr><td>補助点 3</td><td>+56,117</td><td>+52,573</td></tr> <tr><td>補助点 4</td><td>+56,425</td><td>+51,146</td></tr> </tbody> </table> <p>海岸保全区域延長 2,520m</p>		X座標	Y座標	基点 1	+56,684m	+53,279	基点 2	+56,440	+53,085	基点 3	+56,407	+52,756	基点 4	+56,287	+52,556	基点 5	+56,363	+52,393	基点 6	+56,338	+52,086	基点 7	+56,421	+51,695	基点 8	+56,530	+51,527	基点 9	+56,543	+51,265	基点 10	+56,640	+51,156	補助点 1	+56,606	+53,402	補助点 2	+56,312	+53,177	補助点 3	+56,117	+52,573	補助点 4	+56,425	+51,146
	X座標	Y座標																																														
基点 1	+56,684m	+53,279																																														
基点 2	+56,440	+53,085																																														
基点 3	+56,407	+52,756																																														
基点 4	+56,287	+52,556																																														
基点 5	+56,363	+52,393																																														
基点 6	+56,338	+52,086																																														
基点 7	+56,421	+51,695																																														
基点 8	+56,530	+51,527																																														
基点 9	+56,543	+51,265																																														
基点 10	+56,640	+51,156																																														
補助点 1	+56,606	+53,402																																														
補助点 2	+56,312	+53,177																																														
補助点 3	+56,117	+52,573																																														
補助点 4	+56,425	+51,146																																														
琉球諸島	沖縄群島	久米島町儀間東	<p>海岸保全区域</p> <p>基点、1、2、3、4、5、6、7、8、補助点、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域を除く。</p> <p>基点及び補助点の表示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基点 1</td><td>+34,617m</td><td>-72,037m</td></tr> <tr><td>基点 2</td><td>+34,759</td><td>-72,073</td></tr> <tr><td>基点 3</td><td>+35,108</td><td>-72,558</td></tr> <tr><td>基点 4</td><td>+35,371</td><td>-72,632</td></tr> <tr><td>基点 5</td><td>+35,471</td><td>-72,833</td></tr> <tr><td>基点 6</td><td>+35,635</td><td>-72,683</td></tr> <tr><td>基点 7</td><td>+35,868</td><td>-72,668</td></tr> <tr><td>基点 8</td><td>+35,934</td><td>-72,697</td></tr> <tr><td>補助点 1</td><td>+34,434</td><td>-72,320</td></tr> <tr><td>補助点 2</td><td>+35,536</td><td>-73,004</td></tr> </tbody> </table> <p>海岸保全区域延長 1,810m</p>		X座標	Y座標	基点 1	+34,617m	-72,037m	基点 2	+34,759	-72,073	基点 3	+35,108	-72,558	基点 4	+35,371	-72,632	基点 5	+35,471	-72,833	基点 6	+35,635	-72,683	基点 7	+35,868	-72,668	基点 8	+35,934	-72,697	補助点 1	+34,434	-72,320	補助点 2	+35,536	-73,004												
	X座標	Y座標																																														
基点 1	+34,617m	-72,037m																																														
基点 2	+34,759	-72,073																																														
基点 3	+35,108	-72,558																																														
基点 4	+35,371	-72,632																																														
基点 5	+35,471	-72,833																																														
基点 6	+35,635	-72,683																																														
基点 7	+35,868	-72,668																																														
基点 8	+35,934	-72,697																																														
補助点 1	+34,434	-72,320																																														
補助点 2	+35,536	-73,004																																														
琉球諸島	沖縄群島	糸満市喜屋武	<p>海岸保全区域</p> <p>基点、1、2、3、4、5、補助点、4、3、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域及び喜屋武漁港区域を除く。</p> <p>基点及び補助点の表示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基点 1</td><td>+8,605m</td><td>+16,465m</td></tr> <tr><td>基点 2</td><td>+8,743</td><td>+15,987</td></tr> <tr><td>基点 3</td><td>+8,928</td><td>+15,893</td></tr> <tr><td>基点 4</td><td>+9,327</td><td>+16,010</td></tr> <tr><td>基点 5</td><td>+9,732</td><td>+15,938</td></tr> </tbody> </table>		X座標	Y座標	基点 1	+8,605m	+16,465m	基点 2	+8,743	+15,987	基点 3	+8,928	+15,893	基点 4	+9,327	+16,010	基点 5	+9,732	+15,938																											
	X座標	Y座標																																														
基点 1	+8,605m	+16,465m																																														
基点 2	+8,743	+15,987																																														
基点 3	+8,928	+15,893																																														
基点 4	+9,327	+16,010																																														
基点 5	+9,732	+15,938																																														

			補助点 1 +8,361 +16,441 補助点 2 +8,327 +15,988 補助点 3 +8,589 +15,704 補助点 4 +9,730 +15,740 海岸保全区域延長 1,950m																								
琉球諸島	先島群島	宮古島市池間	海岸保全区域 基点、1、2、3、補助点、4、3、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域及び池間漁港区域を除く。 基点及び補助点の表示 <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基点 1</td> <td>-118,388m</td> <td>+126,668m</td> </tr> <tr> <td>基点 2</td> <td>-118,904</td> <td>+126,879</td> </tr> <tr> <td>基点 3</td> <td>-118,897</td> <td>+126,602</td> </tr> <tr> <td>補助点 1</td> <td>-118,292</td> <td>+126,815</td> </tr> <tr> <td>補助点 2</td> <td>-118,928</td> <td>+127,027</td> </tr> <tr> <td>補助点 3</td> <td>-119,019</td> <td>+126,975</td> </tr> <tr> <td>補助点 4</td> <td>-119,065</td> <td>+126,681</td> </tr> </tbody> </table> 海岸保全区域延長 970m		X座標	Y座標	基点 1	-118,388m	+126,668m	基点 2	-118,904	+126,879	基点 3	-118,897	+126,602	補助点 1	-118,292	+126,815	補助点 2	-118,928	+127,027	補助点 3	-119,019	+126,975	補助点 4	-119,065	+126,681
	X座標	Y座標																									
基点 1	-118,388m	+126,668m																									
基点 2	-118,904	+126,879																									
基点 3	-118,897	+126,602																									
補助点 1	-118,292	+126,815																									
補助点 2	-118,928	+127,027																									
補助点 3	-119,019	+126,975																									
補助点 4	-119,065	+126,681																									
琉球諸島	先島群島	宮古島市新崎	海岸保全区域 基点、1、2、3、4、5、補助点、2、1、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林区域を除く。 基点及び補助点の表示 <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基点 1</td> <td>-118,420m</td> <td>+124,862m</td> </tr> <tr> <td>基点 2</td> <td>-118,724</td> <td>+124,622</td> </tr> <tr> <td>基点 3</td> <td>-118,847</td> <td>+124,685</td> </tr> <tr> <td>基点 4</td> <td>-117,026</td> <td>+124,547</td> </tr> <tr> <td>基点 5</td> <td>-117,230</td> <td>+124,468</td> </tr> <tr> <td>補助点 1</td> <td>-118,150</td> <td>+124,665</td> </tr> <tr> <td>補助点 2</td> <td>-117,151</td> <td>+124,297</td> </tr> </tbody> </table> 海岸保全区域延長 1,050m		X座標	Y座標	基点 1	-118,420m	+124,862m	基点 2	-118,724	+124,622	基点 3	-118,847	+124,685	基点 4	-117,026	+124,547	基点 5	-117,230	+124,468	補助点 1	-118,150	+124,665	補助点 2	-117,151	+124,297
	X座標	Y座標																									
基点 1	-118,420m	+124,862m																									
基点 2	-118,724	+124,622																									
基点 3	-118,847	+124,685																									
基点 4	-117,026	+124,547																									
基点 5	-117,230	+124,468																									
補助点 1	-118,150	+124,665																									
補助点 2	-117,151	+124,297																									

沖縄県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野31番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第236号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成15年沖縄県告示第249号で同意の認定をした座間味加入区についての普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第237号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
与那城村加入区	主として刺し網漁業（総トン数1トン以上10トン未満の漁船を使用して行う刺し網漁業）	うるま市与那城桃原74番地 知念清康 うるま市与那城桃原206番地 知念盛信
与那城村加入区	主としてはえ縄漁業（総トン数1トン以上10トン未満の漁船を使用して行うはえ縄漁業）	うるま市与那城屋慶名1073番地 宮里義光 うるま市与那城屋慶名354番地 森根盛和

沖縄県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成19年3月27日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
旧	名護市字天仁屋692番2から 名護市字天仁屋601番2まで	11.2m ～ 34.0m	600.0m
新	名護市字天仁屋688番から 名護市字天仁屋601番2まで	11.2m ～ 34.0m	600.0m

沖縄県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成19年3月27日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
------	-----	-----------	-----

旧	本部町字並里582番1から 本部町字並里480番1まで	11.0m ~ 24.0m	243.6m
新	本部町字並里582番1から 本部町字並里480番1まで	11.1m ~ 34.4m	243.6m

沖縄県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成19年3月27日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 沖縄環状線
- 2 供用開始の区間 沖縄市字比屋根1646番4から沖縄市字高原782番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月30日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・13号南風原中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成18年沖縄総合事務局告示第33号の事業地のうち沖縄県島尻郡南風原町字兼城松川原及び字兼城石原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成18年7月12日から平成25年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成10年7月30日から平成22年3月31日まで

6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・5号県道5号線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 昭和59年7月19日から平成21年3月31日まで

6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・5号県道5号線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成元年7月4日から平成21年3月31日まで

6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・2・13号南風原中央線及び3・4・2号国道329号

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 平成12年建設省告示第2339号及び平成13年沖縄総合事務局告示第31号の事業地のうち沖縄県島尻郡南風原町字兼城門原、字兼城兼城原、字兼城山田原及び字兼城松川原地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成12年12月12日から平成22年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・5号城通り線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成12年12月12日から平成21年3月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の延長
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線及び3・5・10号識名真地線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 昭和63年10月25日から平成21年3月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の延長
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・4号伊差川線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成13年3月12日から平成21年3月31日まで
 - 6 変更の内容 事業施行期間の延長
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成17年沖縄総合事務局告示第27号の事業地のうち沖縄県豊見城市字根差部西原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成17年8月26日から平成24年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成12年建設省告示第1251号及び平成15年沖縄総合事務局告示第21号の事業地のうち沖縄県豊見城市字真玉橋西原及び字根差部後原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成12年5月1日から平成22年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・37号糸満与那原線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成9年建設省告示第1380号及び平成18年沖縄総合事務局告示第7号の事業地のうち沖縄県糸満市字糸満新組及び真安良地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成9年6月26日から平成21年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・15号新都心牧志線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成10年7月30日から平成21年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

訓 令

沖縄県訓令第16号

県 議 会 事 務 局
教 育 庁
監 査 委 員 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部

県議会事務局等の収入徴収等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

県議会事務局等の収入徴収等専決規程の一部を改正する訓令

県議会事務局等の収入徴収等専決規程（昭和47年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令達先中「教育委員会」を「教育庁」に改める。

第2条第1項中「行なわせる」を「専決させる」に改め、同条第2項中「前項」を「事務局長等は、第1項」に、「行なわせる」を「専決させる」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 事務局長等は、前項の規定により他の職員に前条の事務の一部を専決させる場合には、訓令により、又は行なわせる事務及び当該事務を行なわせる者を明確にして行なわせなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正後の第2条第3項（会計管理者に係る部分に限る。）の規定は適用せず、改正前の県議会事務局等の収入徴収等専決規程第2条第2項（出納長に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県訓令第17号

土 木 建 築 部

港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令

港湾管理員設置規程（昭和63年沖縄県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を次のように改める。

- 3 管理員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第6条第4項中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「怠った」を「怠った」に改め、同条第3号及び第4号中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、同年3月27日から施行する。

そ の 他

沖縄県住宅供給公社は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により次のとおり公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う。

平成19年3月27日

沖縄県住宅供給公社

理事長 漢 那 政 弘

- 1 事業主体に代わって公営住宅等の管理を行う者 沖縄県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅等 浦添市営住宅設置及び管理条例（平成10年浦添市条例第5号）第3条第2項の規定に基づく浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成10年浦添市規則第11号）別表に定める浦添市内間市営住宅、浦添市前田市営住宅及び浦添市安波茶市営住宅並びにこれらの公営住宅に附随する共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅等の管理の内容 公営住宅法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による公営住宅等の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅等の管理を行う期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--